

下若人の経営界と環境時之際の營業防
止に對する要知
一 経営の速に適任地一解散を免れ
一 経営の時子に對し其の責任を負
一 即時実行の要知
一 若人の労働組合一金の総聯合
一 委任の期不
一 加増の期不
一九二九年五月一日
日本労働組合同業山形労働組合

日本労働組合同業山形労働組合
日本労働組合同業山形労働組合
日本労働組合同業山形労働組合
日本労働組合同業山形労働組合

日本労働組合同業山形労働組合
一九二九年五月一日
日本労働組合同業山形労働組合